

公益社団法人おかやま観光コンベンション協会
岡山市観光イメージデザインの使用に関する要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、公益社団法人おかやま観光コンベンション協会（以下「協会」という。）が作成した岡山市観光イメージデザイン（以下「デザイン」という。）の使用に関し必要な事項を定めることにより、デザインの有効な活用を図ることを目的とする。

(基本デザイン)

第2条 基本のデザインは、別図のとおりとする。
2 デザイン等に関する著作権は、協会に属する。

(使用申請)

第3条 デザインを使用しようとするものは、あらかじめデザイン使用承認申請書（様式第1号）を協会の会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。

(使用期間)

第4条 使用期間は最長で1年度（4月1日に始まり翌年3月31日）とし、引き続き使用する場合は再度使用申請を提出し承認を受けなければならない。

(使用の承認)

第5条 会長は、第3条の規定により申請のあったときは、速やかにその内容について審査し、適当と認める場合は、デザイン使用承認通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
2 前項の場合において、会長は、必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第6条 会長は、第3条の規定による申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとする。

- (1) 協会の信用又は品位を損なうおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) その他、会長がデザインの使用について不適切であると認めたとき。

2 前項の規定によりデザインの使用を承認しないときは、デザイン使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第7条 第5条の規定により、デザインの使用承認を受けたもの(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 商標法(昭和34年法律第127号)第5条の規定による商標登録出願を行うことはできないこと。
- (2) 承認された内容により使用し、会長が付した条件に従うこと。
- (3) 原則、定められた色、形等を正しく使用すること。
- (4) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 原則として、「桃太郎のまち 岡山市」との表記(外国語表記でも可)を付すこと。
- (6) 承認に係る物品等の完成品は、速やかにその提出を行うこと。ただし、提出が困難と認められるものについては、その写真等をもって代えることができるものとする。
- (7) デザインの使用に係る承認期間を遵守すること。ただし、更新することを妨げない。
- (8) デザインを使用している、または使用のあった同業者、類似商品などの使用申請あった場合でも承認できるものとする。
- (9) その他、会長が必要であると認めたこと。

(承認内容の変更申請)

第8条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、デザイン使用条件変更承認申請書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

2 会長は、速やかに変更内容を審査し、その結果についてデザイン使用条件変更承認通知書(様式第5号)又はデザイン使用条件変更不承認通知書(様式第6号)により使用者に通知するものとする。

(使用承認の取り消し等)

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、デザインの使用承認を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により承認を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、会長が特に必要と認めたとき。

2 会長は、前項の規定による承認の取り消しを行った場合は、デザイン使用承認取消通知書(様式第7号)により使用者に通知するものとする。

3 会長は、第1項の規定により承認を取り消されたものに対して、使用物件の回収を求めることができる。この場合において、使用物件の回収等、使用承認の取り消しに伴い発生する費用の一切は、承認を取り消された使用者が負担するものとする。

4 会長は、使用者等にデザインの使用状況について報告させ、又は調査することができる。

(損害賠償)

第10条 使用者が故意又は過失により協会に損害を与えたときは、協会は、その賠償を請求することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年10月9日から施行する。

改正附則

平成28年4月14日から施行する。

改正附則

平成30年4月1日から施行する。

改正附則

平成30年9月1日から施行する。

改正附則

平成30年10月15日から施行する。

(別図)

① ロゴ (カラー)



② ロゴ (モノクロ)



③ 顔イラスト5種（カラー）



④ 顔イラスト5種（モノクロ）



⑤ 平成30年西日本豪雨災害復興応援ロゴ（カラーのみ）

